

全管連表彰規定

1. 資格

該当候補者の申請資格は、「組合役員」、「組合員たる法人の役員及び従業員」、「組合職員」についてそれぞれ次のとおりです。

(A) 組合役員の場合

次の（イ）、（ロ）、（ハ）のいずれかに該当する者

（イ）同一組合の役員を通算5年以上勤めて功績のあった者。

（ロ）本会役員を通算5年以上勤めて功績のあった者。

（ハ）会員の推せんにより、本会理事会が妥当と認める者。

(B) 組合員たる法人の役員及び従業員の場合

次の（イ）または（ロ）に該当する者

（イ）同一事業所に10年以上勤続し成績優秀にして他の範となるべき者。

（ロ）会員の推せんにより、本会理事会が妥当と認める者。

(C) 組合職員の場合

次の（イ）または（ロ）に該当する者

（イ）同一会員に10年以上勤続し、成績優秀にして他の範となるべき者。

（ロ）会員の推せんにより本会理事会が妥当と認める者。

2. 推せん人数等

推せんは、各支部（各県連合会）からの推薦内申とします。

支部ごとの人数枠は設けておりません。